

見積依頼公告

令和7年度における国家公務員合同宿舎（静岡地区及び浜松地区）の各所修繕工事について、下記のとおりオープンカウンタ方式による見積合せを行います。

記

1. 見積合せを行う事項

- (1) 工事名称 別表のとおり
- (2) 工事場所 仕様書のとおり（静岡市内の国家公務員合同宿舎（4住宅18棟490戸）、浜松市内の国家公務員合同宿舎（2住宅4棟110戸））
- (3) 工事概要 別表のとおり（合同宿舎の不具合が発生した際に、その都度、修繕工事を実施するもの。）
- (4) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 見積合せ参加申込資料の受領期限 令和7年3月4日（火曜日）17時00分
- (6) 見積書の受領期限 令和7年3月10日（月曜日）17時00分

2. 見積書の提出に必要な資格に関する事項

- (1) 令和5・6年度財務省東海地区競争参加資格審査において、別表の等級に格付けされており、責任をもって工事を完成することができる者（浜松地区25建築各所修繕工事（単価契約）を除く。）
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

3. 見積書の提出方法等

- (1) 見積説明書等の受領
見積合せの参加希望者は、見積説明書等を受領すること。見積説明書等は、下記3.（4）の担当部署において交付するほか、電子メールにより交付することもできる。電子メールによる交付を希望する者は、本文に担当者の氏名及び電話番号を記載した電子メールを下記3.（4）の担当部署に送信したうえで、電話連絡すること。
- (2) 見積合せの参加申込
見積合せの参加希望者は、上記1.（5）の期限までに、参加申込資料を提出し、その審査に合格すること。提出が必要な参加申込資料は、見積説明書に記載する。
- (3) 見積書の提出
見積書は、上記1.（6）の期限までに提出すること。
- (4) 担当部署（見積合せの参加申込場所及び見積書の提出場所）
東海財務局静岡財務事務所 管財課
〒420-8636 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎4階
電話：054-251-4326、電子メール：tkz94801@tk.lfb-mof.go.jp
（受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで）

4. 契約相手方の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積を行った者を契約相手方とし、当該見積単価による単価契約を締結する。ただし、契約相手方の決定及び契約の締結は、令和7年度予算が成立し、予算の執行が可能になることを条件とする。

以上公告する。

令和7年2月14日

分任支出負担行為担当官
東海財務局静岡財務事務所長 山口 恒

(別 表)

工事名称	工事概要	等級格付
静岡地区 2 5 建築各所修繕工事 (単価契約)	静岡市内の合同宿舎において、床、浴室タイル等に不具合が発生した際に、その都度、修繕工事 (緊急時の対応を含む。) を実施するもの。	業種区分「建築一式工事」 A、B、C又はD等級
静岡地区 2 5 電気各所修繕工事 (単価契約)	静岡市内の合同宿舎において、照明器具等に不具合が発生した際に、その都度、修繕工事 (緊急時の対応を含む。) を実施するもの。	業種区分「電気工事」 A、B又はC等級
浜松地区 2 5 風呂釜各所修繕工事 (単価契約)	浜松市内の合同宿舎において、バランス風呂釜、給湯器等に不具合が発生した際に、その都度、修繕工事 (緊急時の対応を含む。) を実施するもの。	業種区分「管工事」 A、B又はC等級
浜松地区 2 5 給排水各所修繕工事 (単価契約)	浜松市内の合同宿舎において、排水トラップ、水栓等に不具合が発生した際に、その都度、修繕工事 (緊急時の対応を含む。) を実施するもの。	業種区分「管工事」 A、B又はC等級
浜松地区 2 5 建築各所修繕工事 (単価契約)	浜松市内の合同宿舎において、床、浴室タイル等に不具合が発生した際に、その都度、修繕工事 (緊急時の対応を含む。) を実施するもの。	(等級格付は不要)
浜松地区 2 5 電気各所修繕工事 (単価契約)	浜松市内の合同宿舎において、照明器具等に不具合が発生した際に、その都度、修繕工事 (緊急時の対応を含む。) を実施するもの。	業種区分「電気工事」 A、B又はC等級
静岡・浜松地区 2 5 防水各所修繕工事 (単価契約)	静岡市内又は浜松市内の合同宿舎において、ベランダ防水、浴室防水等に不具合が発生した際に、その都度、修繕工事を実施するもの。	業種区分「防水工事」 A、B又はC等級